

基準病床数の算定について

1 基準病床数制度

(1) 制度の概要

- 医療法に基づき、医療計画で、二次医療圏等ごとの病床数の整備目標であるとともに、それを超えて病床数が増加することを抑制するための基準となる病床数（基準病床数）を定めることとされている。（医療法第30条の4）
- 本制度は、病床の整備を病床過剰地域から非過剰地域へ誘導し、病院・病床の地域偏在を是正し、一定水準以上の医療を確保することを目的としたものであり、都道府県は、「既存病床数」が「基準病床数」を超える地域（病床過剰地域）では、病院開設・増床を許可しないことができることとされている。
- 基準病床数は、全国统一の算定式により算定する。（医療法施行規則第30条の30）

(2) 基準病床数の算定方法（医療法施行規則第30条の30）

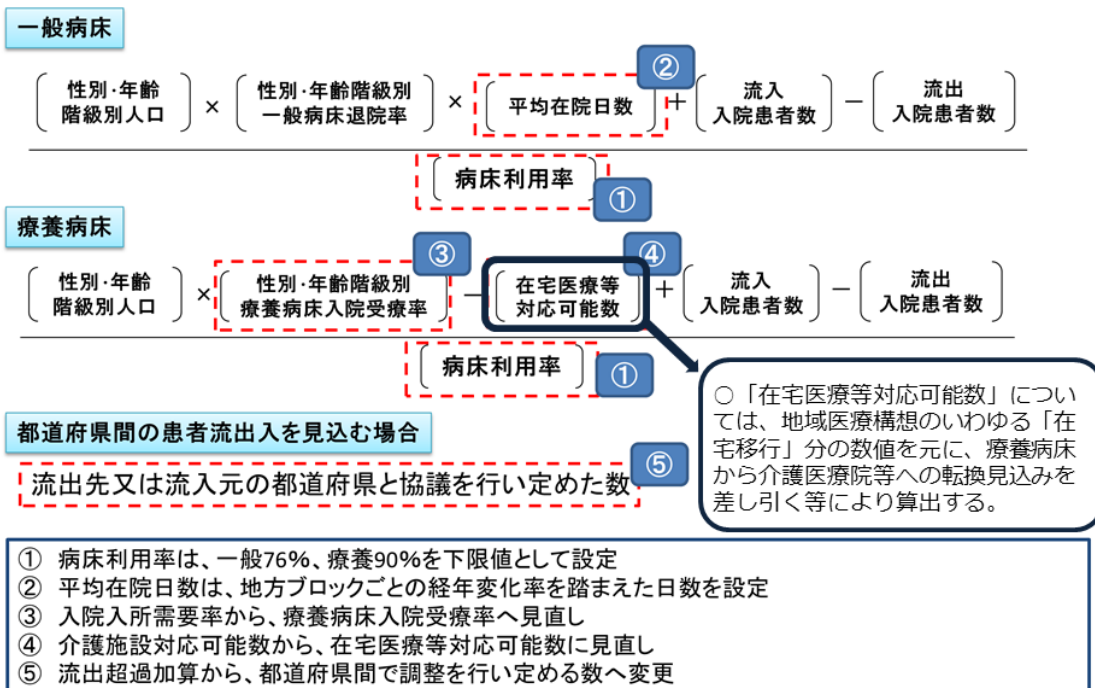
病床の種類別	算定方法
一般病床・療養病床	二次医療圏ごとの性別・年齢階級別人口、入院需要率、病床利用率等から算定する。 →今回、算定方式が見直され、介護医療院等への転換見込みが基準病床数に影響することとなった。
精神病床	年齢階級別人口、年齢階級別入院率、病床利用率等から算定する。 →今回、算定方式が見直され、「地域移行を促す基盤整備」等の政策効果を差し引いて算定することとなった。
結核病床	結核の予防等を図るため必要な数を知事が定める。 (H17.7.19に国から技術的助言として算定式が示されているもの。)
感染症病床	特定感染症指定医療機関等の感染症病床の合計数を基準に知事が定める。

※算定に用いる数値のうち、一部については知事の裁量があるもの。

2 一般・療養病床に係る基準病床の案

(1) 新たな算定式

見直し後の基準病床数（一般・療養）の算定式



(2) 算定方針 (案)

法令に基づく算定式では、介護医療院等への転換見込みが増加すると基準病床も増加する結果となる。

第3回計画部会（平成29年11月6日）での意見も踏まえ、「介護医療院等への転換」可能性ありと回答があった291床に加え、「医療保険病床と介護医療院等の介護施設の組み合わせ」への転換の可能性ありと回答があった165床の2分の1（≒83床）を加え、合計374床を見込むこととする。

(3) 今回案と前回試算（第3回計画部会）との主な変更点

ア 推計人口について、平成29年11月に公表された平成29岩手県人口報告年報により、平成29年10月1日現在のデータを用いて算定することとした。

イ 基準病床の算定に当たって、既存病床との比較が必要となるが、最新の既存病床の調査結果がまとまったことから、平成29年9月30日現在の既存病床数を用いることとした。

ウ 患者受療行動調査（確定版）の結果（患者の圏域間の流入流出の動向）を反映

(4) 一般・療養病床に係る基準病床数 (案)

	基準病床数 Γ	既存病床数 イ (H29.9.30現在)	超過病床数 $\text{ウ}=\text{イ}-\text{ア}$	基準病床数 (現行) エ	基準病床数 増減 $\text{オ}=\text{ア}-\text{エ}$	基準病床数 増減率 $\text{カ}=\text{ア}/\text{エ}$
盛岡	5,253	5,869	616	4,917	336	6.8%
中部	1,768	1,794	26	1,616	152	9.4%
胆江	1,203	1,356	153	1,372	▲169	▲12.3%
両磐	1,280	1,061	△219	1,062	218	20.5%
気仙	448	585	137	546	▲98	▲17.9%
釜石	628	695	67	391	237	60.6%
宮古	586	651	65	578	8	1.4%
久慈	470	456	△14	342	128	37.4%
二戸	302	482	180	333	▲31	▲9.3%
合計	11,938	12,949	1,011	11,157	781	7.0%

(5) 参考

医療圏	既存病床の推移			医療圏	基準病床		
	H19年9月	H24年9月	H29年9月		H20.4	H25.4	案
盛岡	6,425	6,245	5,869	盛岡	5,723	4,917	5,253
岩手 中部	2,097	1,880	1,794	岩手 中部	1,828	1,616	1,768
胆江	1,537	1,442	1,356	胆江	1,743	1,372	1,203
両磐	1,227	1,220	1,061	両磐	1,357	1,062	1,280
気仙	640	579	585	気仙	721	546	448
釜石	820	764	695	釜石	519	391	628
宮古	821	719	651	宮古	766	578	586
久慈	588	514	456	久慈	395	342	470
二戸	582	526	482	二戸	399	333	302
県計	14,737	13,889	12,949	県計	13,451	11,157	11,938

医療圏	前回比の増減		医療圏	既存病床-基準病床		
	H20 vsH25	H25vs 案		H19- H20.4	H24- H25.4	H28- 案
盛岡	▲806	336	盛岡	702	1,328	616
岩手 中部	▲212	152	岩手 中部	269	264	26
胆江	▲371	▲169	胆江	▲206	70	153
両磐	▲295	218	両磐	▲130	158	▲219
気仙	▲175	▲98	気仙	▲81	33	137
釜石	▲128	237	釜石	301	373	67
宮古	▲188	8	宮古	55	141	65
久慈	▲53	128	久慈	193	172	▲14
二戸	▲66	▲31	二戸	183	193	180
県計	▲2,294	781	県計	1,286	2,732	1,011

3 精神病床に係る基準病床の案

(1) 新たな算定式

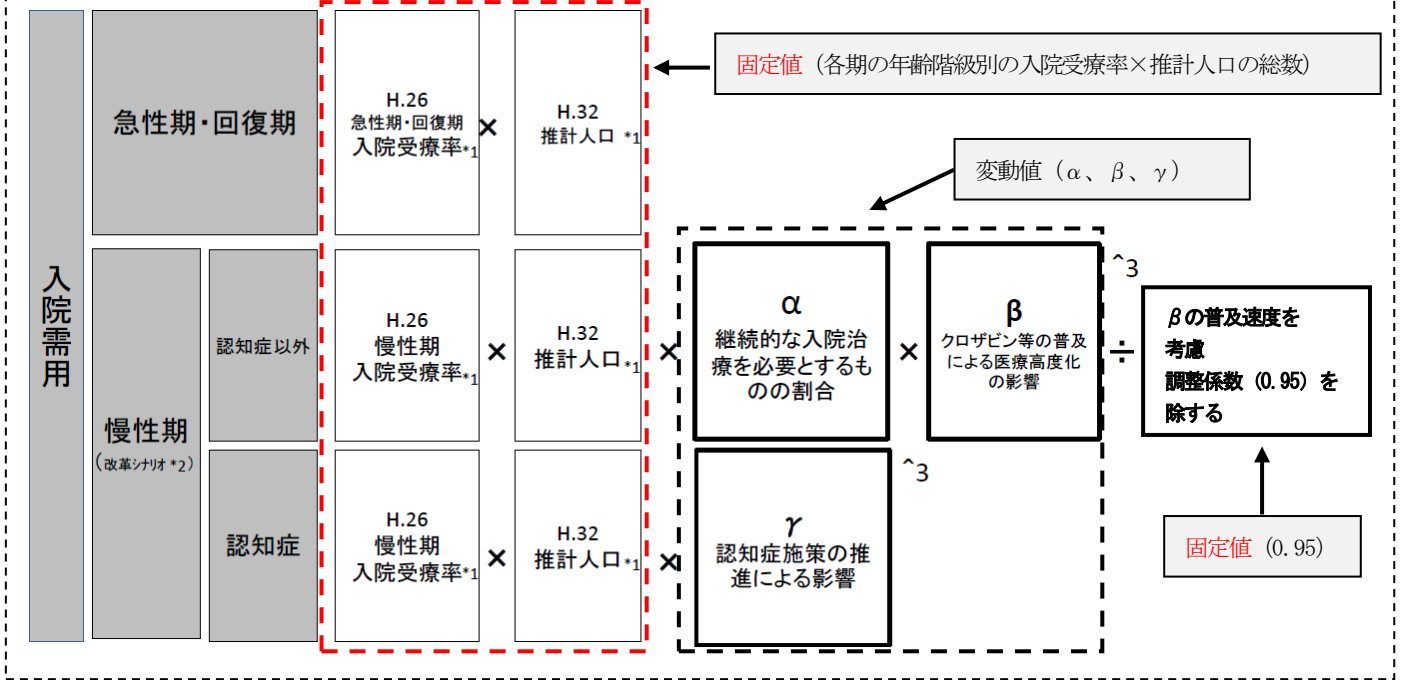
$$(\text{平成 32 年度末の入院需要 (患者数)} + \text{流入入院患者} \times 1 - \text{流出入院患者} \times 2) \div \text{病院利用率} \times 3$$

※1 平成 26 年患者調査 (推計入院患者数 (施設所在地)) 精神病床総数 3,600 人、県内 3,500 人、県外 100 人

※2 平成 26 年患者調査 (推計入院患者数 (患者住所地)) 精神病床総数 3,600 人、県内 3,500 人、県外 100 人

※3 厚生労働省告示 0.95

【精神病床における入院需要 (平成 32 年度末) の算出式】



(2) 算定方針

法令に基づく算定式では、平成 26 年患者調査値を基に、平成 32 年度末・平成 36 年度末の入院患者数を推計し、そこから「α 地域移行を促す基盤整備 (認知症以外の重度かつ慢性患者が退院し、地域で生活するように基盤を整備)」、「β 治療抵抗性統合失調症治療薬の普及」、「γ 認知症施策の推進」による政策効果を差し引いて、入院需要の将来推計 (目標値) の算定を行うこととされている。

上記の α、β 及び γ については、国の定めた基準の範囲で知事の裁量により決定することとされており、第 2 回「岩手県保健医療計画 (精神疾患) 検討委員会」での協議結果 (平成 29 年 11 月 6 日) において、本県の実状を考慮し、基準病床の減少が最も緩やかになる数値設定とする案と決定したところ。

(3) 精神病床に係る基準病床数 (案)

精神病床	現行	見直し後	精神病床	H24. 9. 30	H29. 9. 30
基準病床数	4,220 床	3,712 床	既存病床数	4,454 床	4,304 床

参考：α、β 及び γ の数値設定について

平成 36 年度末までに

- α：現状から継続的な入院治療を要する患者の割合が 9 割まで低下することを目指す割合値 (平成 32 年度末：0.950、平成 36 年度末 0.900) とする。
- β：現状値から約 5 倍 (約 0.70%) まで処方させることを目指す 1 年あたりの影響値 (0.999) とする。
- γ：入院受療率の増加要因を考慮し、現状から約 8.7 割 (国の推奨値の下限) まで低下することを目指す 1 年あたりの影響値 (0.980) とする。

4 結核病床に係る基準病床の案

(1) 算定式（変更なし）

「医療計画における結核病床の基準病床数の算定について」（平成17年7月19日健感発第0719001号）により、技術的助言として、次の算定式が示されていること。

$$(A \times B \times C \times D) + Z$$

	説明	今回算定値
A	1日当たりの当該都道府県の区域内における感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「法」という。）第19条及び第20条の規定に基づき入院した結核患者の数	0.17
B	法第19条及び法第20条の規定に基づき入院した結核患者の退院までに要する平均日数	59.3
C	次に掲げる当該区域における法第12条第1項の規定による医師の届出のあった年間新規患者（確定例）発生数の区分に応じ、それぞれに定める数 1 99人以下 1.8人、 2 100人以上499人以下 1.5、 3 500人以上 1.2	1.5
D	1（粟粒結核、結核性髄膜炎等の重症結核、季節変動、結核以外の患者の混入その他当該都道府県の区域の事情に照らして1を超え、1.5以下の範囲内で都道府県知事が特に定めた場合にあっては、当該数値）	1.5
Z	医療計画に基準病床数を定めようとする日の属する年度の前の年度の当該都道府県の区域内における慢性排菌患者（2年以上登録されており、かつ、1年以内に受けた検査の結果、菌陽性であった肺結核患者に限る。）のうち入院している者の数	該当なし

(2) 算定方針

A、B、C及びZについては、医療政策室において実施した調査結果に基づき算定する。Dについては、1日平均稼働病床数、各月末在院患者数等の実態及び広い県土において入院アクセスを確保する観点から、知事が特に定める場合として1.5を乗じることとする。

ア 平成28年度各月末在院結核患者数（病院報告月報参照）

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
患者数	7	11	18	19	14	7	9	13	7	9	9	5

イ 結核病床入院患者数（県独自調査結果）

区 分	H28年度
6月1日現在入院患者数	12/116床
新規入院患者数（4～3月）	63
最も多かった日の在院患者数（概数）	20

(3) 結核病床に係る基準病床数（案）

結核病床	現行	見直し後	結核病床	H24.9.30	H29.9.30
基準病床数	30床	22床	既存病床数	137床	116床

※ Dを1とした場合の基準病床数は15床となり、患者数の実績と比べ病床が不足する懸念がある。

(4) その他

結核病床については、既存病床数が基準病床数を大きく超過している現状にあることから、結核患者の受け入れ状況、合併症への対応状況などの実状を踏まえた適切な体制について検討することとする。また、県と結核病床を有する医療機関等で、結核に係る今後の地域医療連携体制について協議の場を設け、見直しを図る。

5 感染症病床に係る基準病床の案

(1) 算定方法・算定方針

「感染症指定医療機関の指定について」(H11.3.19 付け健医発第 457 号) の配置基準に基づく① 特定感染症指定医療機関の感染症病床数、② 第一種感染症指定医療機関の感染症病床数及び③ 第二種感染症指定医療機関の感染症病床数の合算値を感染症病床の基準病床として定めることとされている。

○ 病床数の配置基準

- | | | | |
|---|----------------|---------------|-----------|
| 1 | 第一種感染症指定医療機関 | 都道府県の区域ごとに1か所 | 2床 |
| 2 | 第二種感染症指定医療機関 | 2次医療圏ごとに1か所 | 人口に応じた病床数 |
| | ・30万人未満 | | 4床 |
| | ・30万人以上100万人未満 | | 6床 |

※ 特定感染症指定医療機関は、県内に該当なし。

(2) 感染症病床に係る基準病床数（案）

感染症病床	現行	見直し後	感染症病床	H24. 9. 30	H29. 9. 30
基準病床数	40床	40床	既存病床数	40床	38床

(参考)

介護医療院等転換意向調査の概要等について

1 調査対象

医療療養病床（1・2）又は介護療養病床を有する 43 医療機関

2 老人保健施設又は介護医療院への転換意向を具体的に回答した医療機関

医療機関名	転換先	方針等	予定時期
A病院 (盛岡医療圏)	介護老健	医療療養 1(60 床)+介護療養(60 床)から介護老健 120 床へ	H31
B病院 (盛岡医療圏)	介護医療院	介護療養(60 床)から介護医療院へ	H32
C医院 (盛岡医療圏)	介護医療院	介護療養(15 床)から介護医療院へ	H35

3 医療圏・市町村別の調査結果の概要

医療圏	市町村名	介護医療院等への転換方針等							総計	
		可能性あり				可能性なし				
		介護医療院等へ	医療保険病床と介護医療院等の介護施設の組み合わせ	不明	小計	医療保険病床	休床再開予定なし	病床廃止		小計
01盛岡	盛岡市	246	9	30	285	90		55	145	430
	八幡平市									0
	雫石町					0				0
	葛巻町	18			18		15		15	33
	岩手町	15			15					15
	滝沢村									0
	矢巾町	12			12					12
	計	291	9	30	330	90	15	55	160	490
02岩手中部	花巻市					50			50	50
	北上市			12	12					12
	西和賀町							7	7	7
	計			12	12	50		7	57	69
03胆江	奥州市		12	3	15					15
04両磐	一関市			15	15	60			60	75
05気仙	陸前高田市									0
06釜石	釜石市		102		102					102
07宮古	宮古市					6			6	6
08久慈	久慈市		42		42					42
09二戸	二戸市							16	16	16
	軽米町					45			45	45
	一戸町					47			47	47
	計	A	B			92	16		108	108
総計		291	165	60	516	298	31	62	391	907

※ 医療療養2及び介護療養の病床数を基本に、医療療養1からの具体的転換予定等を加えた数値である。

4 次期医療計画等策定に係る県としての見込み量の設定方針

(1) 介護保険事業計画関係 (H30~32)

2の表に記載されたうち、次期介護保険事業計画の期間内の計画分 180 床のみを見込む。

(2) 医療計画の基準病床数関係 (H30~35)

案の1……3の表の、「可能性あり」のうち「介護医療院へ」と回答した 291 床 (A) を見込む。

案の2……同表の「可能性あり」のうち「医療保険病床と介護医療院等の介護施設の組み合わせ」と回答した 165 床×2分の1 (165 床(B)×1/2=82.5≒83 床) を 291 床 (A) に加えた 374 床を見込む。